

### 健康遊具体験会 健康づくり推進課

健康遊具を使った運動教室。雨天時は室内プログラムのみ  9/7(木)・ 12(火)・ 21(木)・ 26(火)いずれも13:00～14:30  ①③南林間コミセン・②④上草柳コミセン集合(近隣の公園に移動)  各先着15人  市理学療法士  室内シューズ、動きやすい服装、歩きやすい靴、タオル  電話で。

### 脳とからだを楽しく鍛えるコグニサイズ教室

 5612 人生100年推進課  
継続的に認知機能低下予防の習慣をつけるため、仲間と頭を使いながら運動する  9/8～12/22の毎週金曜日(9/29(金)は9/28(木)、11/3(祝)は11/2(木))、来年1/5・19の金曜日13:30～15:30(全18回)  中央林間地域包括支援センター隣(中央林間8-25-8LAPLA中央林間2階)  みどり野リハビリテーション病院リハビリ専門職  次の①～③のすべてに該当する人。①脳とからだの健康チェックを受検可能、②要支援・要介護認定を受けていない65歳以上、③全18回の教室に参加可能  先着20人  電話で。※通所型サービスC(短期集中型予防サービス)との同時受講は不可。

### 健康普及員 月例ウォーキング 健康づくり推進課

大和市ウォーキングマップを使い「境川・緑地コース」を歩く  9/9(土)10:00～12:00(雨天・熱中症警戒アラート発表時中止)  桜ヶ丘駅東口集合、解散  帽子、飲み物  不要。

### 第2回登校を考える保護者会 5036 青少年相談室

子どもが登校できないことに悩む保護者が困っていることなどを語り合い、改善の手掛かりを探る  9/9(土)14:30～16:30  ベテルギウス内青少年相談室  市内在住の子を持つ保護者  市青少年相談室特別相談員 小見祐子氏  9/7(木)までに電話で。保護者と子どもの氏名、学校名、学年、クラスを可能な範囲で記載し、ファクス(263)6955も可。

### 外国人に「生活に役立つ日本語」を教えるボランティアのための講座 5164 国際・男女共同参画課

外国人に日本語の読み書きを教えるため

のスキルを学ぶ  9/12～26の毎週火曜日10:00～12:00(全3回)  シリウス6階生涯学習センター  講座終了後、ボランティア活動に参加できる人  先着15人  NPO 法人かながわ難民定住援助協会スタッフ  1,500円  筆記用具  9/7(木)までに電話で。住所、氏名、電話番号を記載し、ファクス(263)2080も可。

### 公認心理師による認知症相談・介護者交流会

 5612 人生100年推進課  
いずれも  保健福祉センター  認知症の人を在宅で介護する家族など(本人または家族のどちらかが市内在住者)  電話で／個別相談  9/19(火)9:30～10:30～11:30～(各回40分)  各回1人／交流会  9/19(火)13:30～15:30  10人。

### 第79回大和市民ゴルフ大会 5762 スポーツ課

18ホールストロークプレー(ハンディキャップは新ペリア方式)。プレーは1ラウンドのみ(追加不可)  10/16(月)7:10～17:00  相模カントリー倶楽部(中央林間西7-1-1)  18歳以上の市内在住・在勤者(学生不可)  160人(定員を超えた場合は抽選)  2万500円  ゴルフウェア、クラブなど  8/29(火)(消印)までに、往復はがきに参加者全員(4人まで)の郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、性別、生年月日(年齢)、昼間連絡が取れる電話番号

号、オフィシャルハンデまたはプライベートハンデ(市外在住の市内在勤者は勤務先も)を記載し、〒242-0029上草柳1-1-1大和スポーツセンター内スポーツ課「大和市民ゴルフ大会事務局」へ。

### 令和5年度下水道排水設備工事責任技術者試験・更新講習会

 5468 下水道経営課  
いずれも  6,400円／試験  申込書は8/21(月)～9/8(金)(土・日曜日を除く)に市役所下水道経営課で配布  11/7(火)13:30～15:30  川崎市教育文化会館(川崎市川崎区富士見2-1-3)またはカルツかわさき(川崎市川崎区富士見1-1-4)  9/22(金)(消印)までに申込書同封の返信用封筒で送付／更新講習会  申込書は10月中旬頃に平成30年度の試験合格者と更新講習修了者へ郵送  来年1/8(祝)・9(火)・17(水)・18(木)10:30～12:30・14:30～16:30のうち希望する日時  川崎市幸市民館(川崎市幸区戸手本町1-11-2)  11/2(木)(消印)までに申込書同封の返信用封筒で送付。

## お知らせ

### 「道路ふれあい月間」と「道の日」

 5404 道路管理課  
8月は「道路ふれあい月間」、8/10は「道の日」です。道路は日常生活に無くてはならない大切な公共施設です。安全で快適な

### 脳とからだの健康チェック 5612 人生100年推進課

日時	会場
※時間は9:30～・10:40～・13:00～(各回60分程度)	
9/7(木)	保健福祉センター
9/13(水)	シリウス6階生涯学習センター
9/15(金)	渋谷学習センター

認知機能低下の予防・早期発見に。タブレット端末を使った認知機能検査、体力測定、認知症予防に関する話など  65歳以上の市内在住者  各回先着1人  各開催日の前日15:00までに電話で。※結果は後日郵送。



道路環境を保つため、道路の適切な利用をお願いします／道路占用には許可が必要です  道路を占用する場合は、国、県、市など道路管理者の占用許可が必要です。基準に従って必ず申請してください。

### 8/15は終戦の日 戦没者の冥福を祈って黙とうをしましょう

 5604 健康福祉総務課  
今年は終戦から78年を迎えます。戦没者の冥福と恒久の平和を祈り、次の時刻に黙とうをしましょう／広島原爆の日  8/6(日)8:15／長崎原爆の日  8/9(水)11:02／終戦の日  8/15(火)12:00。

### 8/23に全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達試験を実施

 5777 危機管理課  
当日は、市内全域89か所の防災行政無線から「これは」アラートのテストです」という内容の放送が流れます。実際の災害発生などと間違えないようご注意ください  8/23(水)11:00頃。

### 全国一斉「こどもの人権相談」強化週間～あなたの悩みを聞かせてね

 045(641)7926 横浜地方務局人権擁護課  
いじめや児童虐待等、子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施します。こどもの人権110番  0120(007)110、LINEじんけん相談で相談を受け付けます  8/23(水)～29(火)8:30～19:00(土・日曜日は10:00～17:00)。※市の所管は国際・男女共同参画課。



LINEじんけん相談

### 住宅・土地統計調査にご協力を

 5333 総務課  
10/1を基準日として、総務省は住宅・土

地統計調査を実施します。国が選定した市内の一部地域が調査対象です。8月下旬から調査員が実地調査を行い、9月中旬以降、無作為に選定された約5,500世帯に対して、聞き取りや調査票の配布を実施します。調査票の項目には、住居の広さや構造、土地の所有状況などがあります。調査へのご協力をお願いします。

### 大和市障害者福祉手当 5665 障がい福祉課

年2回、市内在住で中度以上の障がいがある人を対象に大和市障害者福祉手当(月額3,000円)を支給しています。ただし、①障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受けている人、②特別養護老人ホームなどの福祉施設に入所している人は支給対象になりません。また、本人または扶養義務者の所得により支給対象とならない場合もあります。なお、振り込みは毎年9月と3月の最終金曜日です。※現在受給中の人で①②に該当する場合は、別途廃止手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

### 神奈川県在宅重度障害者等 手当の申請

 5665 障がい福祉課  
 次の①②のいずれかに該当する人／①「身体障害者手帳1・2級」「療育手帳A1・A2相当」「精神障害者保健福祉手帳1級」のうち、2つ以上の手帳の所持者、②特別障害者手当または障害児福祉手当の受給者  9/11(月)(必着)までに申請書を直接または郵送で〒242-8601保健福祉センター障がい福祉課へ。※所得が一定以上ある人、65歳以上で初めて障害者手帳を取得した人、施設や病院に継続して3か月を超えて入所(入院)している人、8/1

時点で6か月以上継続して県内に住んでいない人には、支給制限があります。詳しくは同課へお問い合わせください。

### 在日外国人高齢者・障がい者などに福祉給付金を支給

 5611 人生100年推進課  
市内に住む在日外国人高齢者・障がい者などで、国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない人に、福祉給付金を支給します  次のすべての要件などを満たす人／国籍や居住の要件により、国民年金などの公的年金を受給できない／昭和61(1986)年3/31以前に日本に居住し、福祉給付金の申請時点で大和市に1年以上住民登録をしている／生活保護を受けていない。※このほかの対象要件など、詳しくは市のホームページをごらんになるか、お問い合わせください。

### 市立小・中学校などの第3子以降の給食費を助成

 5206 保健給食課  
市立小・中学校などに通う第3子以降の学校給食費を助成しています  同一世帯で市立小・中学校などに通学している児童・生徒を3人以上養育(未就学児、私立小・中学校の児童・生徒、高校生は人数に含まれない)している市内在住の保護者(このほか要件あり)  8/28(月)～9/29(金)に申請書を市教育委員会保健給食課または通学している小・中学校へ直接持参(土・日曜日、祝日を除く)。申請書は同課と市立小・中学校で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。※助成要件など詳しくは市のホームページをごらんになるか、お問い合わせください。※申請は毎年度必要です。過去の年度の申請は受け付けできません。